

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（品川区決定）

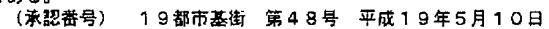
都市計画大崎駅西口南地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名 称		大崎駅西口南地区第一種市街地再開発事業					
施行区域面積		約 1.1 h a					
公共施設 の配置及 び規模	道 路	種 別	名 称	規 模		備 考	
		幹線道路	補助線街路 第 1 6 3 号線	幅員 6～7.5m (12～15m)、延長 約 140m 別に都市計画において定めるとおり		整備済	()内は全幅員
		幹線道路	地区幹線 3 号	幅員 6.5～8.5m (12～14m)、延長 約 100m		拡幅整備	
		幹線道路	区画道路 2 号	幅員 3.5～6m (6m)、延長 約 110m		拡幅整備	
	公園	街区公園	品川第 2・2・4 2 号 大崎西口公園	面積 約 1,000 m ² 別に都市計画において定めるとおり		移設・拡張	
建築物の 整備	街区番号	建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	高さの限度		備 考
	1	約 3,700 m ²	約 57,100 m ² [約 46,440 m ²]	住宅、事務所、店舗、 児童福祉施設等 (高齢 者施設)、駐車場等	高層部 A 120m 高層部 B 100m 低層部 20m	高さの制限については、T P からの高さとする	
建築敷地の 整備	街区番号	建築敷地面積	整備計画				
	1	約 7,160 m ²	・大崎駅方面と施設建築物とを接続する歩行者デッキを設け、歩行者の利便性、快適性を確保する。 ・敷地の道路及び公園に面する部分に歩道状空地を設け、歩行者の安全性、快適性を確保する。 ・敷地の一部に広場状空地を設け、市街地環境の向上を図る。 ・植栽等による緑豊かな街並みの形成を図る。				
住宅建設の目標		戸 数		面 積		備 考	
		約 220 戸		約 20,500 m ²			
参 考		地区計画区域内					

「施行区域、公共施設及び街区の配置、建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり」

理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、副都心地区としてふさわしい安全で快適な複合市街地を形成するため、第一種市街地再開発事業を決定する。

S = 1 : 2,500

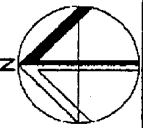


東京都市計画第一種市街地再開発事業
大崎駅西口南地区第一種市街地再開発事業

計画図 2 (公共施設の配置・
街区の配置図)

[品川区決定]

S = 1 : 1,000



凡 例

- 施行区域
- 地区幹線
- 区画道路
- 公園

補助線街路第163号線 幅員 6~7.5m (12~15m)
延長 約140m

地区幹線 3号 幅員 6.5~8.5m (12~14m)
延長 約100m

区画道路 2号 幅員 3.5~6m (6m)
延長 約110m

品川第2・2・42号 面積 約1,000㎡
大崎西口公園

※ () 内の数値は全幅員

確 認 平成19年 5月 8日

所管部課名 品川区まちづくり事業部都市計画課

